

地公機融第6号
地公機融管第7号
平成31年4月11日

各都道府県財政担当課長 様
各都道府県市区町村担当課長 様
各指定都市財政担当課長 様

地方公共団体金融機構融資部長

平成31年度被災繰上償還の実施について（通知）

平成31年度被災繰上償還につきまして、下記のとおり実施することといたしましたのでご連絡いたします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設等

事業費の全部又は一部を機構資金（旧公営企業金融公庫資金を含む。以下同じ。）の借入れによって取得した財産で、東日本大震災によりその全部又は一部が滅失したもの。

2 対象債権

前記1の対象施設等に係る機構資金債権とし、被災繰上償還実施日において残債があるもの。

なお、被災施設借換債（東日本大震災による被害を受けたものに限る。）の発行に当たり、民間等資金により難しい事情がある場合であって、機構資金による借換債を希望する場合は、「5 機構資金による借換債について」を参照してください。

3 被災繰上償還実施日

- ① 平成31年9月20日（金）
- ② 平成32年3月23日（月）

4 被災繰上償還の手続き等

（1）手続き

被災繰上償還を申請しようとする場合には、その内容に基づき、必要資料を作成のうえ機構に提出し、承認を得る必要があります。

なお、提出書類、期限及び提出先等については、別添1「被災繰上償還について【平成31年度実施分】」を参照してください。

(2) 繰上償還額の算定方法

繰上償還額は、原則、次の算式により求めてください。

ただし、津波、火災及び土砂崩れ等により起債関係書類が失われた場合にあっては、被災率等、合理的な指標に基づき算定できるものとしたします。

なお、事業費及び処分部分事業費の算定方法等については、別添4-2「記載の手引」を参照してください。

＜繰上償還額の算定方法＞

$$\text{繰上償還額} = \text{未償還残高} \times \frac{\text{処分部分事業費}}{\text{借入時申込時の全体事業費}}$$

(円未満切り上げ)

5 機構資金による借換債について

(1) 貸付けの対象

前記4による被災繰上償還を行う際の財源として発行する同意又は許可を得た地方債

(2) 貸付けの条件等

① 貸付日（借換実施日）

前記3の被災繰上償還実施日と同日

② 利率

貸付日（借換実施日）における借換えの対象となる既往債と同一の事業の資金用途に適用される償還期限及び据置期間に応じた利率

※ 詳細については、別添6「機構借換債の貸付利率について」を参照してください。

③ 償還期限及び据置期間

貸付日（借換実施日）における借換えの対象となる既往債の残存償還期間及び残存据置期間の範囲内

④ 金利方式

借換えを行う債権ごとに固定金利方式又は利率見直し方式を選択

※ 利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは、既往債の残存償還期間によらず借入れ後5年ごと、10年ごと、15年ごと又は20年後に行います。詳細については、別添6「機構借換債の貸付利率について」を参照してください。

⑤ 償還方法

元利均等償還又は元金均等償還

- ⑥ その他
借換債の貸付金額は、通常の長期貸付と同様に10万円単位となることから、各債権の10万円未満の端数を繰上償還していただく場合があります。

(3) 借入申込手続き

① 提出書類

- ・ 長期貸付（借換債）借入申込書（様式第2号）
- ・ 長期貸付（借換債）借入申込調書（様式第3号）

※ 様式第2号については、公営企業債分及び一般会計債分で分け、各1部作成してください。様式第3号については、会計ごとに1部作成してください（同じ事業でも会計が異なる場合は各1部作成してください。）。

※ 様式の電子データについては別途メールで送付いたしますので、別添の各都道府県域融資事務担当者へご連絡ください。

② 提出期限

下記6「第1次分に係る事務日程について」を参照してください。

③ 貸付決定通知書等の送付

借換債の貸付決定通知書及び借用証書は貸付日（借換実施日）のおおむね5営業日前までに担当課宛に送付いたします。

④ 留意事項

機構からの「被災繰上償還承認通知」及び総務省からの「同意等予定額の連絡」を待って、必ず繰上償還承認額及び同意等予定額を確認の上で借入申込書類を提出してください。なお、「被災繰上償還承認通知」及び「同意等予定額の連絡」があつてから、機構への借入申込書類の提出期限までの期間が非常に短いため、書類の作成について、あらかじめ準備をお願いいたします。

6 第1次分に係る事務日程について

①	機構への繰上償還承認申請書提出 〆切	5月10日
②	機構から被災繰上償還承認通知	6月上旬
③	総務省への借換債予定額調査表提出 〆切	6月14日
④	機構から借換債借入申込書の提出依頼	6月下旬
⑤	総務省から同意等予定額通知	7月下旬
⑥	機構への借換債借入申込書提出 〆切	7月26日
⑦	機構から元利金払込額通知	9月上旬
⑧	総務省から借換債同意等通知	9月上旬
⑨	繰上償還及び借換え実行	9月20日

※ 別添7「事務日程」を参照してください。

※ 借換債の様式等は、別途通知いたします。

※ 借換債について、機構資金と民間等資金との間で資金区分の調整措置が行われる場合は、該当団体（市区町村の場合は都道府県市区町村担当課）に、あらかじめ変更後の事務日程をお知らせいたします（借換実施日の約2か月前を予定）。